



## 持合い株式の評価で株式保有特定会社に当たらないと判断／納税者勝訴！ ～大会社株式につき保有割合（25%以上）だけで判断せず～

評価通達において、取引相場のない株式のうち大会社株式の原則的評価方式は類似業種比準方式が定められていますが、株式保有割合が25%以上の株式保有特定会社については、純資産価額方式又は「S1+S2方式」が定められています（評価通達189-3）。

今回は、大会社株式の評価について、株式保有会社として評価通達189-3の定めにより評価すべきとして更正処分等を受け、争った事例を紹介します（平成24年3月2日東京地裁判決・Z888-1638・被告控訴）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

本件は、原告らが、相続税に係る更正処分等を受けたことにつき、更正処分等は相続財産中の大会社であるP社及び中会社であるQ社の各株式の価額の評価額を誤ってされたものであり、相続税法22条に違反するものであるなどと主張して、更正処分等の取消しを求める事案です。

### 2. 裁判所の判断

以下のとおり、P社株式について、類似業種比準方式を認め、更正処分等の全部を取り消しました。

- ① 株式保有特定会社の株式に関する評価通達の定めについては、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている評価会社の株式の価額の評価について、このような評価会社の株式の価額はその有する株式等の価額に依存する割合が一般に高いものと考えられることを考慮した上で、当該会社の有する資産の価値を的確に反映し得る評価方式である純資産価額方式又は株式保有特定会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映させるために部分的に類似業種比準方式を取り入れた評価方式であるS1+S2方式によるべきこととしたものであって、これらは、合理的かつ実態に即した評価を行うための株式の価額の評価方式として合理的なものであると認められる。
- ② 平成2年の通達改正がされた後、独占禁止法の改正によって従来は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることとなり、相続の開始時においては、改正当時と比して、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したものというべきであり、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社の全てについて、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っており、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものというべきである。そうすると、評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めるに足りないものといわざるを得ない。
- ③ P社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するほかないものというべきである。

P社は、資本金の額が4億3200万円、相続の開始日の直前期末の総資産価額は2120億余円、従業員数は5291名、年間取引金額は1882億円、P社株式の時価総額は、標本会社たる上場企業の株式の時価総額の大部分を上回っている。これらの点からすれば、P社の企業としての規模や事業の実態等は、上場企業に匹敵するものであったものというべきである。

また、被告の主張によてもP社の株式保有割合は約25.9%にとどまるところ、大会社における独占禁止法上の規制の変更等に伴う株式保有割合の動向や、P社の企業としての規模や事業の実態等にも照らせば、P社株式の価額の評価については、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいわゆる租税回避行為の弊害を危ぐしなければならないものとはいい難いものというべきである。  
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判32頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。